

茂原市 まちづくり条例

が制定されました

施行日：平成 28 年 4 月 1 日



茂原市マスコットキャラクター
モバリん

まちづくり条例は、まちづくりの担い手である市民等、市及び議会が共有する、基本的なルールです。

茂原市まちづくり条例は、前文と 8 つの章にわたる 33 の条文で構成されています。

知恵を出し合い、力を合わせて、豊かで持続可能な地域社会を築き上げ、すべての市民が住んで良かったと思えるまち「茂原」を目指しましょう！

まちづくりの担い手は

市民等・市・議会



※市民並びに市内に通勤、通学する個人及び市内において事業又は活動を行う個人又は法人その他の団体

- 市民等は、知る権利、参加する権利を有しています。
- 市民等は、まちづくりの主体として、積極的に参加するよう努めます。

市民等

市民等、市及び議会が、それぞれの役割を果たしながら、連携、協力して、「住んで良かったと思えるまち」の実現を目指します。



市

- 市長は、市の代表者として、市民の負託に応え、公正かつ誠実に行政運営に当たります。
- 職員は、全体の奉仕者として、誠実かつ効率的に職務に当たります。

議会

- 議会は、市民の代表による意思決定機関であることから、調査、研究、立法活動を行います。
- 議員は、市民等との対話を心がけ、公正かつ誠実に職務を遂行します。

まちづくりの 3 原則

1 情報の共有

第5条

市政に関する情報の共有

- 市及び議会は、市民等と情報を共有します

第6条

情報公開

- 市及び議会は、市政に関する情報を適正に公開します。

第8条

説明責任・応答責任

- 市及び議会は、市政について分かりやすく説明します。

第11条

2 参加

市政への参加の機会の保障

- 市及び議会は、市民等が参加しやすい多様な機会を提供します。

第15条

まちづくりと地域コミュニティ

- 市民等は、自治会やボランティア団体等の地域コミュニティに積極的に参加します。

第17条

地域まちづくり協議会

- 市民は、地域単位で地域まちづくり協議会を設置することができます。

第18条

3 協働

協働によるまちづくり

- 市民等、市及び議会は、それぞれの役割を認識し、十分な協議を経て、連携、協力してまちづくりに取り組みます。

※条文は簡略化して掲載しており、一部表現が異なります。

予告

12/12 土

13時30分～ 会場：茂原市役所市民室

まちづくり条例制定記念フォーラム

(仮題)

※詳細が決まり次第、お知らせします。

第1部 基調講演

講師：関谷昇氏

(千葉大学准教授・元茂原市まちづくり条例制定協議会会長)

第2部 パネルディスカッション



裏面もご覧ください